

「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」の送付について

標記の件、「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を9月9日よりご自宅宛に順次送付しております。

このお知らせは、本年12月2日からの保険証廃止に向けて、健康保険組合に登録されているマイナンバーを皆様へお伝えし、確認いただくことを目的としております。

趣旨ご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、記載されている情報は8月24日時点の情報です。8月25日以降に登録されたものは反映されていませんのでご承知おき願います。

1. 確認依頼事項

(1)ご本人および扶養家族分が届いているか確認

※郵便の関係上、本人・家族の合計が5人以上の場合は2通に分かれています

文書と封筒のサンプルは別シートを参照ください

(2)記載されているマイナバー（下4桁）を確認

2. 確認後の対応

正しい場合	文書右下の「資格情報のお知らせ」を保管（以下(1)～(3)の対応は不要です）
間違っている場合	文書右下の「資格情報のお知らせ」を保管および以下(1)～(3)を対応

(1)ご自身の会社を確認

事象申請システムが利用できるか否かで対応方法が異なります。

ご自身がどちらに該当するか、3ページ「会社一覧」でご確認ください。

任意継続被保険者は確認不要です。

(2)マイナンバーが間違っているまたは表示がない場合

事象申請システムが利用できる会社

本人分	人事部人事システム室へ相談
扶養家族分	事象申請システムより修正または登録 (4ページ「事象申請システム」参照)

事象申請システムが利用できない会社・・・各社人事窓口へお問い合わせ

任意継続被保険者・・・旭化成健康保険組合へお問い合わせ

(3)現在扶養していない方が含まれている場合（扶養家族から外す）

事象申請システムが利用できる会社	事象申請システムより申請 (4ページ「事象申請システム」参照)
事象申請システムが利用できない会社	各社人事窓口へ申請
任意継続被保険者	適用状況変更届を提出

3. 健康保険証が廃止される2024年12月2日以降の対応

(1)現在加入している方

現行保険証は、2025年12月1日まで利用可能
マイナ保険証を保有していない方には2025年12月までに「資格確認書」を送付

(2)新たに加入される方または現行の健康保険証を紛失した場合

		交付されるもの
入社、新規扶養家族	マイナ保険証を保有している方	資格情報のお知らせ
	マイナ保険証を保有していない方	資格確認書
氏名変更・紛失等	マイナ保険証を保有している方	なし
	マイナ保険証を保有していない方	資格確認書

4. お問い合わせ先

本件に関して不明な点は以下までお願いします。

全体について・・・旭化成健康保険組合 kenpo@om.asahi-kasei.co.jp

事象申請システムについて

事象申請システムが利用できる会社・・・人事部人事システム室 application_center@om.asahi-kasei.co.jp

事象申請システムが利用できない会社・・・各社人事窓口

以 上

会社一覧

事象申請システムが利用できる会社		
旭化成	旭化成エネルギーサービス	旭化成メディカルMT（東京）
旭化成エレクトロニクス	旭化成エンジニアリング	旭化成福利サービス
旭化成ファーマ	旭化成基礎システム	旭化成ホームプロダクツ
旭化成ホームズ	旭化成水力テクノサービス	旭リサーチセンター
旭化成建材	旭化成ネットワークス	東洋検査センター
旭化成メディカル	旭化成メタルズ	延岡プラスチック加工

事象申請システムが利用できない会社		
旭エスケーパー	旭化成ゾールメディカル	旭ケミテック
旭化成マイクロテクノロジー	旭化成テクノシステム	旭化成コード
旭化成ASテック	旭化成テクノプラス	旭シュエーベル
旭化成アドバンス	旭化成電子	岩国サンプロダクツ
旭化成アドバンス 福井	旭化成ファインケム	向陽プラントサービス
旭化成アミダス	旭化成不動産コミュニティ	境加工
旭化成オプティカル	旭化成不動産レジデンス	新旭サービス
旭化成カラーテック	旭化成マイクロシステム	穂積加工
旭化成クリエイト	旭化成メディカルMT（大分・延岡）	メテク
旭化成ホームズコンストラクション	旭化成ライフライン	
旭化成住工	旭化成リフォーム	
旭化成繊維延岡	旭化成レオナ繊維	

事象申請システム

事象申請システム「旭化成グループTOP⇒社内便利リンク⇒事象申請（身上申請）システム」
ログイン後、以下の手順で手続きください

旭化成 事象申請システム

ログインID

従業員メニュー

申請手続き 個人情報の新規登録、登録中の 個人情報の変更を申請できます。	申請状況確認 過去の申請手続き状況を確認 できます。	登録情報確認 現在、会社登録中の個人情報を確認 できます。
---	---	--



申請項目一覧

転勤関連 転勤事前申請、転勤後の住所・ 通勤の変更申請ができます。	住所・住所表示変更 通勤変更 転居や区画整理等による住所の 変更、通勤に関する変更申請が できます。転勤による変更は、 「転勤関連」より申請ください。	口座変更 給与・賞与の振込先口座、社内専用 個人口座(旅費精算口座等)の登録・ 変更・削除の申請ができます。
結婚 出産 離婚 ご自身の結婚・離婚、配偶者の 出産申請ができます。	家族情報変更 ご家族の扶養状況や住所の登録 や変更申請およびマイナンバー の登録ができます。	氏名変更 緊急連絡先変更 ご自身の氏名変更や緊急連絡先の 変更申請ができます。
社宅申請 社宅の入居・退居、転居なし 社宅料変更申請ができます。 転勤・家族ひきまどめは		



今回の申請の理由を下記より選択してください。

1. 扶養に入れる ・退職 ・収入の減少 ・雇用保険受給終了 ・生計の主体者になった など	2. 扶養から外す ・就職 ・収入の増加 ・旭化成以外の健保に入った など	3. 雇用保険の受給を開始した ・雇用保険受給開始
4. 転居した ・進学で別居になった ・進学以外で別居・同居になった ・家族の住所を変更する	5. 障がいになった ・家族の障がい登録・変更	6. 亡くなった ・家族が亡くなった
7. 登録情報修正・削除 ・氏名、生年月日の修正	8. マイナンバー登録 ・マイナンバーの登録・変更 および登録状況確認	



前の画面に戻る

マイナンバーの申請の対象となる家族を選択してください。

- ・家族情報の「税扶養あり」、または「健保扶養あり」のご家族が登録の対象となります。
- ・また、年末調整にて「配偶者特別控除」を申請した方は登録の対象となります。
- ・本人が海外勤務者(国内非居住)の場合、表示されません。

事象申請システムに登録されている情報

	氏名	続柄	マイナンバーの登録状況
	[Redacted Name and Relationship]		登録済み
選択			登録済み
選択			登録済み
選択			登録済み



前の画面に戻る

2. 扶養から外す

- ・就職
- ・収入の増加
- ・旭化成以外の健保に入った など

今回の申請の理由を下記より選択してください。

申請理由選択	説明(事例)
1 就職した	・就職により扶養から外す
2 就職・退職以外で収入金額に変化が生じた	・雇用先は変わらないが収入が増え、扶養から外す ・年金収入が増え、扶養から外す
3 旭化成健保以外の保険証を新たに受け取った	・勤務先の健康保険、国民健康保険等に加入した為、扶養から外す

上記以外の理由で扶養から外したい

住所

氏名



旭化成健康保険組合
保険者番号：06450019
〒882-0847
宮崎県延岡市旭町2丁目1番地3
電話番号 0982-22-2900

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー) 確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年8月24日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	20	番号		枝番	00
氏名					
フリガナ					
資格取得年月日					
保険者名	旭化成健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次の通りですのでご確認ください(12桁のうち下4桁のみ表示)。

万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、ご加入の健康保険組合までご連絡ください。



資格情報のお知らせ

令和6年8月24日発行
旭化成健康保険組合
保険者番号：06450019

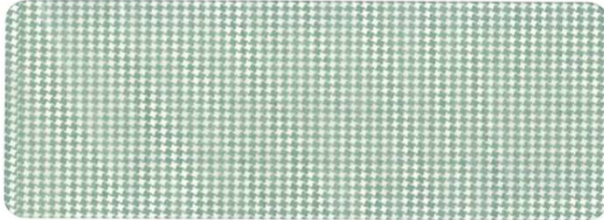


受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

↑ここを下に折り曲げてはがしてください。

上のカードをはがしてご利用いただくこともできません
(このお知らせのみでは受診できません)

健康保険に関する 「加入者情報のご案内」



重 要

大切なお知らせです。
必ず開封して内容をお読みください。



令和6年12月2日から健康保険証は廃止され、発行されなくなります。
マイナ保険証をご登録・ご利用ください。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。
詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。



マイナンバーカード 健康保険証利用



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare